

「NEDO プロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／
研究開発型スタートアップ支援人材の養成特別講座の運営業務」
に係る公募要領

(2023 年 6 月 22 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2023 年 6 月 22 日（木）～2023 年 7 月 21 日（金）正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ssa_2023

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、各ファイルにパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されます。
受付期間内に、受付番号表示までを完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウィルス検知またはその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「NEDO プロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／
研究開発型スタートアップ支援人材の養成特別講座の運営業務」に係る公募について
(2023 年 6 月 22 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記事業の実施者を一般に広く募集いたします。本業務について受託を希望する方は、本要領に従いご応募ください。

本業務は、2023 年度および 2024 年度の予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「NEDO プロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／研究開発型スタートアップ支援人材の養成特別講座の運営業務」

2. 業務概要

2-1. 背景

研究開発型スタートアップは、先端技術の社会実装や事業化を通じてイノベーション創出の担い手となることが期待され、その創出や成長を後押しすることは、日本の産業競争力の強化に繋がります。スタートアップの数と質を共に高めていくためには、スタートアップエコシステムの構築・底上げが重要です。

しかしながら、技術面と事業経営面の両面に長けた起業家は多くありません。特にアカデミアや大企業、地方等を中心に、研究シーズの事業化に深い知見を有し、スタートアップの活動を伴走支援できる「支援人材」が不足しています。また、公的機関が「支援人材」の知見やマインドセット等をブラッシュアップし、支援人材の質やパフォーマンスの維持・向上を図ると共に「支援人材」の増員を目指す機能も十分ではありません。そのため、専門的な知見やスキルを有し現場で活躍できる「支援人材」による支援をスタートアップが身近に享受できる環境の整備が求められています。

このような状況のもと、NEDO は、スタートアップエコシステムを下支えするための広い知見、高い専門性を有し、研究開発型スタートアップの成長を伴走支援できる中核的な人材を育成するための支援人材育成プログラム「NEDO Technology Startup Supporters Academy」（以下、SSA プログラムという。）を 2017 年から実施しています。

2-2. 業務の目的・内容

スタートアップエコシステムの現状と調査（内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局、2022 年、https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/innovation_ecosystem/1kai/siryo4_1.pdf）によると、日本のスタートアップエコシステムの課題として、海外からの大型投資、スタートアップの成長に必要なメンター（指導者）、アクセラレーター（支援プログラムや支援者）、大学における起業家教育・支援、首都圏に対する地域の競争力等の「不足」が挙げられています。そのため、スタートアップが自立的に生まれ、成長していく社会を築くためには、エコシステムに属する個々人が「支援人材」として必要な役割を果たし、先に挙げた「不足」を 1 つずつ解消していくことが期待されます。そこで、本事業では、特に研究開発型スタートアップの成長を伴走支援できる「支援人材」を育成するために NEDO が実施する養成特別講座「SSA プログラム」において、その運営支援やプログラム修了生の活動支援、「支援人材」に関する調査等を通じて、スタートアップエコシステムの底上げ・活性化に寄与する人材育成を行います。これにより、スタート

アップの創出や成長を後押し、日本の産業競争力の向上に貢献することを目指します。

2-3. 実施項目

本事業の実施者は、基本計画に則り、「人材育成講座の実施・運営」、「周辺研究の実施」、「人的交流等の展開」の3点について業務を実施ください。具体的には、「(1) SSA プログラムの運営支援業務」、「(2) SSA プログラムに係る調査業務」、「(3) SSA プログラムに係る人材支援業務」を実施ください。詳細は別紙の仕様書を参照してください。なお、具体的な実施内容および方法は、採択後に本仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と協議の上、変更をする場合があります。

2-4. 報告書の取りまとめ、成果報告会

本業務で実施した上記 2-3. (1)～(3) の結果等について、具体的なアクションや様々な工夫に対して、効果・寄与（効果がなかった場合を含む）を整理し情報を集約していただくと共に、事業終了時点で自己分析し、提案者が継続的に取り組むにあたって構想する将来像も含めて報告書（和文）の形にまとめてください。また、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出してください。なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全て NEDO に帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

●中間報告書

提出期限：2024 年 3 月末日

提出方法：提出時点における本業務の途中結果を、最終報告書の内容を見据えた形式で取りまとめ、中間報告書（ワード形式もしくはパワーポイント形式）として、当機構担当者まで提出してください。

●最終報告書

提出期限：2025 年 3 月末日

（契約期間を延長した場合は NEDO の指示に従うこと）

提出方法：業務内容を網羅した上で、成果報告書のフォーマットに従い作成し、最終報告書（ワード形式もしくはパワーポイント形式）として、当機構担当者まで提出してください。

※なお、上記報告書以外に、中間年報と成果報告書の電子ファイル一式を、それぞれ所定の期日までに NEDO プロジェクトマネジメントシステムで提出してください。詳細は、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご確認ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

●報告会

委託期間中又は委託期間終了後に NEDO が実施する報告会（非公開予定）等において報告してください。

2-5. 事業期間

NEDO が指定する日（2023 年度）から 2025 年 3 月末日

2-6. 事業規模

2023 年度 (NEDO が指定する日から 2024 年 3 月末日) : 25 百万円以内/年

2024 年度 (2024 年 4 月 1 日 から 2025 年 3 月末日) : 30 百万円程度/年

(2024 年度は、予算の都合で変動することがあります)

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(5)までの条件、「基本計画」及び「2023 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該分野についての業務実績を有し、かつ、事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 政府機関や公共機関等が実施する人材育成や研究開発型スタートアップに係る業務等の実績を有していること。
- (4) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (5) 本邦の企業等で日本国内に拠点を有していること。
- (6) 反社勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

4. 提出期限及び提出先

仕様書および本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

- (1) 提出期限 : 2023 年 7 月 21 日 (金) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先 : Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ssa_2023

- (3) 提出方法

(2) 提出先に記載の Web 入力フォームに以下の①～⑩を入力し、⑪に提出資料をアップロードしてください。⑪でアップロードするファイルは、提出書類毎に作成し、全て PDF 形式に変換後、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードする PDF ファイル、zip ファイルにはパスワードを付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名（件名）
- ②代表法人番号（13桁）
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑪提出書類（下記添付書類のアップロード）

(4) 添付書類

（ア）～（キ）をすべてPDF形式に変換し、まとめたzipファイルを提出ください。なお、PDFファイルおよびzipファイルにパスワードは設定しないでください。

- （ア）提案書（別添1）
- （イ）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添2）
- （ウ）事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添3-1、3-2）
- （エ）会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- （オ）直近の事業報告書
- （カ）財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- （キ）NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）
に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
 - ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
 - ・提出期限内に「登録、応募内容確認、送信ボタンの押下、受付番号の表示」までを完了させてください。
 - ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
 - ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
 - ・「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は不受理扱いとします。
 - ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- （「不備がある提出書類」とは、提出期限までに修正できない場合、および、受理後に不備が発覚した場合を含みます）

す。)

・提出された書類は、返却いたしません。

5. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルを「SSA2023 公募説明会出席登録」とした上で、メール本文に、①所属機関名、②出席者氏名（接続 PC 管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2023 年 6 月 28 日（水）正午までにイノベーション推進部 SSA 事務局（tech-ssa@nedo.go.jp）までご連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛に URL をお送りします。順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。なお、人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

日時：2023 年 6 月 30 日（金）14 時 00 分～15 時 00 分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

6. 秘密の保持

N E D O は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）を集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査方法

外部有識者による採択審査委員会と N E D O 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D O が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案の内容が基本計画の目的と合致していること。本調査の成果を活用して持続的にスタートアップ支援人材育成の一角を担う意思を有していること。
- ii. 提案の内容が本事業の目的や背景と合致し、仕様に沿うものであること。
- iii. 提案の方法、内容等が独自性を有する等、優れていること。

- iv. 提案の経済性が優れていること。
- v. 関連分野に関する業務等の実績を有していること。
- vi. 当該事業を行う体制が整っており、必要な人員等を有していること。
- vii. 経営基盤が確立していること。
- viii. 委託業務管理上 N E D O の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くろみん認定企業・プラチナくろみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 実施・運営の目標が N E D O の意図と合致していること
- ii. 実施・運営の方法、内容等が優れていること
- iii. 実施・運営の経済性が優れていること
- iv. 関連業務等に関する実施実績を有すること
- v. 当該業務を行う体制が整っていること
- vi. 経営基盤が確立していること
- vii. 当該事業等に必要な研究員等を有していること
- viii. 委託業務管理上 N E D O の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は N E D O のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、再委託研究として参加とすること、N E D O 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2023 年 6 月 22 日 (木)	: 公募開始
6 月 28 日 (水)	: 公募説明会申し込み締切
6 月 30 日 (金)	: 公募説明会
7 月 21 日 (金)	: 公募締切 (正午アップロード完了)
8 月 上旬 (予定)	: 採択審査委員会 (外部有識者による審査)
8 月 下旬 (予定)	: 契約・助成審査委員会
9 月 上旬 (予定)	: 委託先決定、公表
9 月 中旬 (予定)	: 契約・業務開始

8. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、N E D O が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、N E D O が運用する「N E D O プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (別添 2)

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(3) N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 (別添 3-1、別添 3-2)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。)

(4) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(5) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により N E D O に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(6) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、N E D O は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： N E D O ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、N E D O との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、N E D Oの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、N E D Oでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(7) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。N E D O策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、N E D Oは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： N E D Oウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からN E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. N E D Oは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口
- N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（参考資料 1）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、N E D Oとの関係に係る情報を N E D Oのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型[※]に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時まで、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(10) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注１）、又は「過度の集中」（注２）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注１）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注２）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

9. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先まで E-mail でお願いします。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 SSA 担当 横山、馬場、青木、石嶋、川原
E-mail : tech-ssa@nedo.go.jp

10. N E D O事業に関する業務改善アンケート

N E D Oでは、N E D O事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。
ご意見のある方は、以下リンクの「7. N E D O事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。
https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html